**さがみ湖リフレッシュセンター**

**団体登録のお願い及び減免制度について**

**■団体登録の手続きについて**

（１）リフレッシュセンターを利用する場合、団体登録をお願いしています。

（2） 団体登録の要件は、５名以上で構成され、構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学し、代表者が満１６歳以上の方を含む団体です。

（３）リフレッシュセンターの窓口で配布する団体登録届出書に必要事項をご記入の上、リフレッシュセンターの窓口にご提出ください。

また、添付書類として、団体の約款・規約、団体の設置目的や活動の目的・内容がわかる書類を併せてご提出ください。

（４）登録届出書は、随時受け付けておりますが、お早めに提出願います。

**■減免の適用について**

（１）構成員の過半数が６５歳以上の方の団体が利用するとき…５０％減額

（２）市内の地域自治振興、教育振興又は社会福祉振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体がその目的のために利用するとき…免除

＊会議、行事等で利用する場合は免除の対象になりますが、団体の構成員の趣味・教養的活動で利用する場合は、免除の対象になりません。

＊利用料金、利用区分及び利用料金の減免の詳細については、市ホームページや

施設でお知らせします。

＊お問い合わせ先：津久井高齢・障害者相談課　電話042-780-1408

　 さがみ湖リフレッシュセンター　電話685-3988

**■提出書類**

（１）団体利用団体登録届出書

　　　※　裏面の名簿もご記入ください。

※　団体の所定の名簿をもって代えることが出来ますが、**個人情報に関する記載のなきようご注意願います。**

（２）団体の規約（会則）

（３）活動計画書

（４）収支決算書